

平成 26 年 12 月 24 日
土地・建設産業局建設業課

建設業法に基づく技術検定試験の制度見直しについて

1. 実務経験年数の基準日を変更

- ・実務経験を学科試験前日までに計算できるように変更
- ・2級合格者の実務経験は、合格発表日から計算するように変更
- ・実務経験を有する者は、従来よりも半年以上の早期受検が可能

2. 不正行為に対する罰則強化

- ・不正行為に対して最長三年間の受検禁止措置
- ・受検禁止の措置に関する基準は平成27年4月1日より施行

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に基づく技術検定試験について、試験制度運用の適正化を図る観点から、技術検定の受検に必要な実務経験を従来は受検申込時で計算していたものを学科試験の前日までに計算できることとしました。さらに、2級合格者が1級を受検する際に必要な実務経験は、従来は合格証明書交付日より計算していたものを合格発表日より計算できることとしました。これらの変更により、実務経験を有する者は半年以上の早期受検が可能となります。この見直しは平成27年度試験より適用されます。(別紙資料1 参照)

また、建設業法施行令の改正により、合格の取り消しに加え、最長三年間の受検禁止措置が設けられた件に関して、受検禁止措置に関する基準を定めましたので合わせてお知らせします。本措置は平成27年4月1日より施行されます。(別紙資料2 参照)

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 西村、柴山 (内線 24743、24744)
TEL:03-5253-8111(代表) 直通:03-5253-8277、FAX:03-5253-1553